

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一

課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則（平成二十七年広島県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第3条関係)

(略)	
地方活力向上地域における県税の課税免除 不均一課税 申請書	
(略)	
(略)	
中小事業者、中小企業者又は中 小通算法人の判定	(略)
(略)	

- (注) 1 (略)
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小通算法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください (所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号) による改正前の租税特別措置法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を○で囲んでください。)

3 (略)

備考 (略)

改正前

別記様式第1号 (第3条関係)

(略)	
地方活力向上地域における県税の課税免除 不均一課税 申請書	
(略)	
(略)	
中小事業者、中小企業者又は中 小連結法人の判定	(略)
(略)	

- (注) 1 (略)
- 2 「中小事業者、中小企業者又は中小連結法人の判定」欄には、租税特別措置法第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人である場合は「該当する」を、それ以外の法人の場合は「該当しない」を○で囲んでください。

3 (略)

備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。